

内部環境監査スペシャリストの資格基準

1. 適用範囲

この資格基準は、一般社団法人 産業環境管理協会 環境マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、「CEAR」という）が行う内部環境監査スペシャリストの評価登録に適用する。

環境に関わる内部監査（第一者監査）及びサプライヤー監査（第二者監査）を有効に行うための内部環境監査スペシャリストが満たさなければならない基準について規定する。

注：内部監査（第一者監査）及びサプライヤー監査（第二者監査）という用語は JIS Q 19011 の序文の記述に合わせたものである。

2. 引用文書及び関連文書

2.1 引用文書

JIS Q 14001 (ISO14001) 「環境マネジメントシステム要求事項及び利用の手引」

JIS Q 19011 (ISO19011) 「マネジメントシステム監査のための指針」

3. 内部環境監査スペシャリストの種類

内部環境監査スペシャリストの種類は、次の3種類とする。

- ・環境技術スペシャリスト
- ・内部環境監査スペシャリスト
- ・内部環境監査シニアスペシャリスト

4. 内部環境監査スペシャリストの定義

内部環境監査スペシャリストの定義は、次のとおりとする。

4.1 環境技術スペシャリスト

- 1) 5.1 項に定める資格基準を満たすと CEAR が認め、登録した者。
- 2) 第一・二者の環境監査において、環境技術専門家として監査チームに参加できる。

4.2 内部環境監査スペシャリスト

- 1) 5.2 項に定める資格基準を満たすと CEAR が認め、登録した者。
- 2) 第一・二者の環境監査において、監査チームの監査員として参加できるが、JIS Q 14001 (ISO14001) の適合性の監査を行うには十分な能力は有していない。

4.3 内部環境監査シニアスペシャリスト

- 1) 5.3 項に定める資格基準を満たすと CEAR が認め、登録した者。
- 2) 第一・二者の環境監査において、監査チームの監査員として参加でき、JIS Q 14001 (ISO14001) の適合性の監査を行う能力を有している。

5. 内部環境監査スペシャリストの資格基準

5.1 環境技術スペシャリスト

環境技術スペシャリストは、次の要件を満たすこと。

ただし、下記 1) 及び 2) 号は少なくともどちらかを満たせばよい。

- 1) 別途定める「環境関連資格等リスト」に記載されている環境関連国家資格を保有し CEAR に登録すること。

なお、保有している環境関連国家資格に有効期限があるものは CEAR に登

録後少なくとも2年間は有効であること。

- 2) 以下の①又は／及び②の要件を満たした業務経験があり、別途定める「業種分野リスト」に該当する業種分野をCEARに登録すること。
 - ① 4年以上の全勤務時間において同一業種での環境業務経験
 - ② 5年以上の同一業種での業務経験
- 3) CEARが登録を認めた前1)及び2)号の登録内容をCEARによって公開することに同意すること。
- 4) 別途定めた申請及び登録に必要な料金をCEARに支払うこと。

5.2 内部環境監査スペシャリスト

内部環境監査スペシャリストは、次の要件を満たすこと。

- 1) 最新版のJIS Q 14001及びJIS Q 19011の知識習得のための研修を修了していること。なお、研修修了後にJIS Q 14001及びJIS Q 19011の改訂が行われ、補講等が必要と判断された場合は、補講証明の提出を要求することがある。
- 2) 申請日以前に環境関連業務経験を2年以上有していること。この経験にはJIS Q 19011(IS019011)附属書A.3の環境マネジメント分野の知識及び技能に係る業務が含まれていること。
- 3) 申請日以前3年間に、2回以上の環境監査に監査チームとして参加していること。なお、この監査の経験については6.1項の監査経験の要件を満たした、1回の現地監査時間が3時間以上のものとする。
- 4) CEARの「内部環境監査スペシャリスト倫理行動規範及び順守事項」を順守すること。
- 5) 別途定めた申請及び登録に必要な料金をCEARに支払うこと。

5.3 内部環境監査シニアスペシャリスト

内部環境監査シニアスペシャリストは、前5.2項2)及び4)及び5)号に加え次の要件をすべて満たすこと。

- 1) 申請日以前5年以内に、外部研修機関による1日(6時間)以上のJIS Q 14001(IS014001)内部監査員研修を修了していること。なお、CEAR承認の環境審査員フォーマルコース、資格拡大コースの修了も可とする。また、研修修了後にJIS Q 14001及びJIS Q 19011の改訂が行われ、補講等が必要と判断された場合は、補講証明の提出を要求することがある。
- 2) 申請日以前3年間に、3回以上の環境監査に監査チームとして参加していること。なお、この監査の経験については6.1項の監査経験の要件を満たした、1回の現地監査時間が4時間以上のものとする。また、これらの環境監査のうち、少なくとも1回は現地監査時間が6時間以上のJIS Q 19011(IS019011)の手順に従ったJIS Q 14001(IS014001)への適合性監査であり、初回会議及び最終会議に参加した監査経験であること。
- 3) 5.1項1)～3)号の環境技術スペシャリストの要件を満たすこと。
- 4) 前2)号のJIS Q 14001(IS014001)への適合性監査に該当する1回については、次の監査員としての力量に基づき監査が行える者として、該当監査に参加していた他の内部環境監査スペシャリスト、内部環境監査シニアスペシャリスト又はCEAR登録環境マネジメントシステム審査員(審査員あるいは主任審査員)1名より推薦されること。なお、前述した推薦人となり得る参加者がいない場合は、該当被監査者の監査プログラム管理者あるいは上司から推薦されること。
 - ① JIS Q 19011(IS019011)箇条7.2.2(個人の行動)
 - ② JIS Q 19011(IS019011)箇条7.2.3.2に定める知識及び技能
 - a) 監査の原則、手順及び方法
 - b) マネジメントシステム及び基準文書
 - c) 組織の概要
 - d) 適用される法的及び契約上の要求事項、並びに被監査者に適用されるその他の要求事項
 - ③ JIS Q 19011(IS019011)箇条7.2.3.3及び附属書A.3に定める知識及び

技能

- a) 分野及び業種に固有のマネジメントシステム監査員の知識及び技能
 - b) 環境マネジメント分野に固有の監査員の知識及び技能
- 5) JIS Q 14001 及び JIS Q 19011 の改訂が行われ、補講等が必要と判断された場合は、別途通知により補講の証明を提出すること。

5.4 内部環境監査シニアスペシャリストから内部環境監査スペシャリストに降格後の再昇格

- 1) 内部環境監査シニアスペシャリストの再認証要件の 7.1.3 項を満たせば再昇格を認める。

6. 登録のための監査経験の要件

6.1 基本的要件

5.2 項 3) 号の監査経験は次に各号の条件を満たすものであること。

- 1) 監査の種類は次のいずれかであること。

- ① 内部監査：第一者監査ともいう。

内部目的のために、その組織自身又はその代理人によって行われる監査

- ② サプライヤー監査：外部監査の一つで、第二者監査ともいう。

その組織の利害関係者（顧客など）又はその代理人によって行われる監査

- ③ 第三者監査：外部監査の一つで、第三者審査ともいう。

JIS Q 14001 (ISO14001) の要求事項への適合を認証するために外部の独立した機関等によって行われる監査

下記の審査種類が対象

- ・ 初回審査（第一段階のみは不可）
- ・ サーベイランス審査
- ・ 再認証審査
- ・ 拡大審査

- 2) 1 年以内に行われた同一組織の監査は 1 回のみ対象とする。

- 3) オブザーバー・技術専門家としての参加は対象とならない。

7. 内部環境監査スペシャリストの資格維持要件

7.1 内部環境監査スペシャリストの再認証

環境技術スペシャリスト、内部環境監査スペシャリスト及び内部環境監査シニアスペシャリストは 2 年毎の再認証手続を行うこと。

7.1.1 環境技術スペシャリスト

登録の再認証を行う環境技術スペシャリストは次の条件を満たし、CEAR に再認証手続を申請すること。

- 1) CEAR に登録している有効期限のある環境関連国家資格は、登録後少なくとも 2 年間は有効であること。

- 2) 別途定めた申請及び登録に必要な料金を CEAR に支払うこと。

7.1.2 内部環境監査スペシャリスト

登録の再認証手続を行う内部環境監査スペシャリストは次の条件を満たし、CEAR に再認証を申請すること。

- 1) 申請締切日以前 2 年間に、環境監査に監査チームとして参加していること。なお、この監査の経験については 6.1 項 3) 号を満たした、現地監査時間が 3 時間以上の監査経験を 1 回以上有すること。なお、この監査経験要件を満たすことができなかつた場合の措置として、別途定めた専門能力の継続的開発の 5 時間の実績をもって代えることができる。ただし、この措置は連続する再認証において適用することはできないものとする。

- 2) CEAR の「内部環境監査スペシャリスト倫理行動規範及び順守事項」を順守すること。

- 3) 別途定めた申請及び登録に必要な料金を CEAR に支払うこと。

7.1.3 内部環境監査シニアスペシャリスト

登録の再認証を行う内部環境監査シニアスペシャリストは、前7.1.1及び7.1.2項2)、3)号に加え次の条件を満たし、CEARに再認証を申請すること。

- 1)申請締切日以前2年間に6項の要件を満たした2回以上の監査経験を有すること。これらの環境監査のうち、少なくとも1回は現地監査時間が6時間以上のJIS Q 19011(ISO19011)の手順に従ったJIS Q 14001(ISO14001)への適合性監査であり、初回会議及び最終会議に参加した監査経験であること。

7.2 資格の失効

前7.1項に定める要件を満たさない場合及びそれらの手続きが適切に行われなかった場合には、環境技術スペシャリスト、内部環境監査スペシャリスト又は内部環境監査シニアスペシャリストの登録は失効するものとする。

ただし、資格の有効期限から3か月間は7.1項の再認証要件で申請し受理され、要件を満たすと判定された段階で資格の失効日に遡って再認証ができる。

7.3 資格の停止及び取消し

CEARは、監査の遂行において適切さに欠け、責任と倫理的態度で自らを律しない環境技術スペシャリスト、内部環境監査スペシャリスト又は内部環境監査シニアスペシャリストについては、登録を停止又は取消することができる。

また、CEARは、環境技術スペシャリスト、内部環境監査スペシャリスト又は内部環境監査シニアスペシャリストが不正にその資格を取得したことが判明したときは、登録を停止又は取消することができる。

なお、資格登録前であっても登録申請書類において不正が判明した場合、CEARは登録の停止又は取消しと同等の処置ができる。

7.4 再登録

資格を失効してから5年以内であれば、次の条件を満たすことにより失効したときと同じ資格の再登録の申請を認める。

- 1)環境技術スペシャリストは7.1.1項
- 2)内部環境監査スペシャリストは7.1.2項
- 3)内部環境監査シニアスペシャリストは7.1.3項

7.5 登録内容の変更

環境技術スペシャリスト、内部環境監査スペシャリスト及び内部環境監査シニアスペシャリストは、登録内容に変更が生じた場合は自らその旨をCEARに申告すること。

8. 適用時期

平成30年5月1日